

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第2号 | 2003年10月

■CONTENTS | 追悼記事 | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告(1) | 懇話会報告(2) |
【不定期連載】 あんな本・こんな本 |

真正トミスト水波朗先生のご逝去 を悼む

2003年7月31日午後5時54分、本物の法哲学者が亡くなられました。本物の法哲学者とは、九州大学名誉教授水波朗先生のことです。大動脈解離によって亡くなられた由です。享年八十歳。

先生の学問的な業績に関連する詳細でバランスの取れた評価は別の適切な場でなされることになると思います。私は、水波先生に教えを受けた門下生として、そして先生が社会倫理研究所のためにご寄稿下さった数々の論文への感謝の念をこめて、ここにそれに沿うような追悼の一文を認めたいと思います。

先生は、後に最高裁判所判事に任官された河村又介先生の下で、初めは憲法学の研究に入られましたが、物事を根本から問い直すという根源性への要求がよほど強かったのでありましょう、憲法学の根本学、即ち国法学へと進まれ、後に法哲学へと重心を移行させていかれました。早い時期から、ハロルド・ラスキと批判的に取り組まれ、これは余り知られていないと思いますが、アルフ・ロス、カール・ポPPER等、先生がよって立たれるトマス主義とは異なる立場の思想家の著書を正面から取り上げての批判的書評を欧米語でも公刊されました。後年、ハート批判論文も執筆しておられます。

国際法学で高名な大澤章先生の導きでと伺っていますが、カトリックに入信なさって、ベルギーのジャン・ダバン先生の下で三カ年半、本場のルーヴァン大学でトマス主義の哲学、法哲学の研究に取り組まれ、先生の法哲学的思想に更に深みと徹底性を加えていかれました。

帰国後『法の観念—ジャン・ダバンとその周辺—』を公刊。丹念にダバンの著書を読みこなし、彼が対決した法学者を主とした夥しい著書にも目を通して、纏めておられます。しかし、それだけではなく、恐らく、ダバン先生が遣り残されたこと、詰り、水波先生の用語では「志向のダバン学説」を意識的に実現しようと試みられました。又、冒

頭に二十世紀の哲学の大きな潮流を踏まえ、その中でのトマス主義の位置を確認し、トマス主義とは一体どんな主張を有する学派であるのかを、明快に論じておられます。こうしたものは、私の知る限り、非常に稀なことであるように思われます。そこに有名な「本性適合的認識」という用語が紹介され解説されていますが、これによって、以後の先生の諸学問活動に明確な方向性が与えられました。近代科学が、認識主観から独立した対象としてしか事態を捉えず、その結果、何か操作が自由に行えるものであるかのように人々を、そして勿論いわゆる学者をも思い誤らせたのではないか、そうした根本的な近代批判と結びつく存在論的な認識論がそこには認められます。ここでは、反省化して対象化された認識だけが科学的学問的な認識である、とすれば、人間の豊かな現実を捉える能力が全面的に発揮されないばかりでなく、実は人間にとってより重要な事柄を軽視ないし無視してしまうことに繋がる、とだけ言っておきたいと思います。〔詳細は、『法の観念』27-33頁、本格的には61頁にも及ぶ論文「自然法における存在と当為」（後掲論文10）をご一読願います。〕

先生が三十歳の頃、ドイツ語で出版されたばかりのメスナーの『自然法』に巡り会って読み進むうちに、すっかり内容に惚れ込まれた。そしたら、直ちに同志と翻訳の事業をやったのけられる。そうした情熱的なところが先生にはありました。ダバン先生の重要著作のうちから、後年の三部作『新版 法の一般理論』、『権利論』、『国家とは何か—「政治的なもの」の探求—』は単独訳で出版されています。即ち、先生はドイツ語とフランス語の訳本を出しておられる。先生の中学時代は、第一外国語が英語。そして後に第二外国語として学ばれたのは、実は中国語でした。研究生活に入られてからは、英語、ドイツ語、フランス語、ラテン語の文献はしばしば読んでおられた。スイス、バーゼルで世界法哲学社会哲学会が開催されたとき、先生は、せつかく東洋から参加するというのであれば、何か日本から話題を持っていった方がいいだろう、と考えられた由、結果的には郷土の近江聖人中江藤樹の人間存在論をフランス語で報告なさいました。これにもエピソードがあつて、先生は幼少の頃から尊敬の念をもっていた郷土の聖人の和綴りの全集(?)を入院療養中に読破されたそうです。和綴り本は寝転がっていても軽くて読める、と仰っていました。いざ何か国際学会で報告するとなった段階で、しかも大会参加者に多少は新鮮味を覚えてもらえるような報告にしたいとお考えのときに念頭に浮んだのは藤樹先生だったそうです。必要な箇所は直ぐに確認ができた、と言います。藤樹論は先生の学問の発展過程から言うと「中期」の作品である、と世間では言うらしいのですが、これに先生は賛成されませんでした。何故なら、藤樹先生の思想は、常に水波先生の中に存在し続けたわけです。たまたまよい機会があつたから、バーゼル大会で公表することになった。もっと晩年に為されてもよかった。或は、公表されないまま埋もれてしまう、ということもあり得た訳です。これに類することは、プラトンに関する論文にも言える、と仰っていました。証拠を挙げて実証的に思想の究明をするのは勿論重要なことですが、場合によっては、お門違いな詰らぬ事をいじくりまわしている、ということもあり得るのではないのでしょうか。二、三十年ぶりに使った中国語がまあ何とか通じたのは嬉しかった、と語っておられたのを記憶しています。

その後出版された『トマス主義の法哲学』、『トマス主義の憲法学』、『ホッブズに

おける法と国家』、何れも大変な力作です。しかし、驚くべきことは、九州大学を定年退官なさってから、メキシコ訪問を機縁として、その前後だと思いますが、先生は、本格的にスペイン語の学習を始められました。勿論、以前からラテン語を読んでおられる関係上、スペイン語やイタリア語はルーヴァン留学時代に少しは学んでおられたようでもあります。それでも、60歳を過ぎてから、しかも本格的な研究のために集中して新しい語学を学習するというのは稀有なことではないでしょうか。そして、イグナシオ・ブルゴアという大変な憲法学者なのだそうですが、その憲法学者の主著二冊、スペイン語で千数百ページの本を読破され、それについての論文を纏めておられます。先生の学問的な活動はそれで終わることはありません。フランスに出かけられた折、夥しい量の文献を購入なさったようです。そして、帰国後、それらに目を通し、掘り出し物があったようで、それは嬉しそうに、電話で或は手紙で、その様子を語っておられました。

社会倫理研究所との関係では、第3回ヨハネス・メスナー記念国際シンポジウムが名古屋で開催されたときヨハネス・メスナー協会日本支部長として出席され、又、研究所主催のシンポジウム「現代社会とキリスト教社会論」にも報告参加してくださいました。何れも、社会倫理研究叢書の第2巻、第3巻として公刊されています。

最近では、『社会と倫理』の第13号、第14号、第15号に「オントロジーとメスナー倫理学」を連載中で、次の号で、恐らくは完結するであろう、と期待されていました。それがこの度の突然の一生に一度限りの出来事で、永遠に完結しないことになってしまいました。惜しまれてなりません。と言うのも、次号では、多分、ジルソンの研究を下敷きに、そしてマリタンのデカルト批判を抛り所に、近代思想を批判的に総括していくというこの作業は私にも予測はつきますが、20世紀に入ってからこの叙述が具体的にどう展開されていくのか、このところがとても興味津々だったからです。既に、ベルグソン、フッサール、ハイデガー等を織り込んだ論文もありますが、今度は新たに発掘したフランス語文献をふんだんに利用して纏められる、と伺っていたからです。

もう一つ、最近、それもここ二三年のことだそうですが、「更に新しい境地」が開かれてきていたそうです。それで、よし、これで自分の法哲学体系が著せる、と張り切っておられたところでした。それを思っても、実に惜しまれます。

最近では、ボルドー大学のジャン・マルク・トリジョー教授と文通を通して、色々と学問的な交流に花を咲かせておられたようです。そのトリジョー先生の著書の一部の翻訳を自ら手がけられて、それが『自然法と文化』（創文社から出版予定）に掲載される予定です。同時に紹介文も準備されたようです。又、先生の最後の論文となった「マリタンの文化哲学」も収録されることになっています。

この追悼文を書き始める前は、個人的なエピソードの幾つかもご紹介したい、と思いましたが、思った以上に書いてしまったので、それは別の機会に譲りたいと思います。

水波先生、先生が長いこと本当に孤軍奮闘なさったことを思いますと、今はその代わり安らかに憩っておられるのだらうと推察いたします。心からそのようにお祈りいたし

ます。

2003年9月27日

門下生 山田 秀(社会倫理研究所第一種研究所員)

附記 ご参考までに、水波先生が九州大学を定年退官〔1985年3月〕なさってから以後に出版された著書及び論文〔何れも単著〕を以下に掲げておきます。

著書

1. 『トマス主義の法哲学—法哲学論文選—』、九州大学出版会、1987年2月〔548頁〕
2. 『トマス主義の憲法学—国法学論文選—』、九州大学出版会、1987年2月〔526頁〕
3. 『ホッブズにおける法と国家』、成文堂、1987年12月〔184頁〕
4. 『基本的人権と公共の福祉』、九州大学出版会、1990年4月〔136頁〕

論文（公刊年代順）〔尚、論文の最後の欄に、通常のA5版での頁数に該当するという趣旨です。〕

1. 「イグナシオ・ブルゴアの憲法理論（一）」『久留米法学』第1号、1985年（281—300）〔20頁〕
2. 「イグナシオ・ブルゴアの憲法理論（二）」『久留米法学』第3号、1985年（107—128）〔21頁〕
3. 「H・L・A・ハートと自然法」、『自然法—反省と展望—』、創文社、1987年3月（294—326）〔33頁に該当〕
4. 「日本国憲法前文の民主主義原理」、『久留米法学別巻』第1号、1988年（17—43）〔27頁に該当〕
5. 「所有権の存在論とエヒード制度—メキシコ合衆国憲法第27条をめぐって—」、野村暢清編『南部メキシコ村落における宗教と法と現実』久留米大学比較文化研究所刊、1989年（xx—xx）
6. 「意識下の新カント派観念論—青井秀夫教授の批判に答えて—」、『法の理論』第11号、成文堂、1991年9月（259—294）〔36頁に該当〕
7. 「ペレルマンの哲学—新しい自然法論？—」『自然法の多義性』、創文社、1991年12月（15—39）〔25頁に該当〕
8. Die Bedeutung der Rechtskultur, in: Werner Freistetter u. Rudolf Weiler(Hrsg.), Die Einheit der Kulturethik in vielen Ethosformen, Berlin 1993. (89—91)
9. 「日本国憲法解釈論と二十世紀の哲学」、『自然法と実践知』、創文社、1994年8月（87—237）〔151頁に該当〕
10. 「自然法における存在と当為—ヨハネス・メスナーの倫理学体系に即して—」、『自然法における存在と当為』、創文社、1996年9月（97—157）〔61頁に該当〕
11. 「共同善の存在論的基礎づけ—ヨハネス・メスナーによる—」、『変動する世界における共同善』、南山大学社会倫理研究所、1997年3月（43—63）〔21頁に該当〕
12. 「現代社会とキリスト教社会論—ヨハネス・メスナー理解のために—」、『現代社会とキリスト教社会論』、南山大学社会倫理研究所、1998年6月（3—61）〔59頁に該当〕
13. Ontological Foundation of the Common Good Following Johannes Messner, Akira Mizunami u. Wolfgang Schmitz (Hrsg.), Das Gemeinwohl in einer sich verändernden Welt, 2. verbesserte Aufl., Wien 1998. (53—64)
14. 「宗教的自然法・教会・国家（一）」『自然法と宗教I』、創文社、1998年11月（185—236）

[52頁に該当]

15. Massengesellschaft aus der Sicht von Johannes Messner, in: Rudolf Weiler u. Akira Mizunami(Hrsg.), *Gerechtigkeit in der sozialen Ordnung, Die Tugend der Gerechtigkeit im Zeitalter der Globalisierung*, Berlin 1999. (163–166)
16. 「人間の尊厳と基本的人権（一）」、『人間の尊厳と現代法理論』、成文堂、2000年3月（229–155） [27頁に該当]
17. 「人間の尊厳と基本的人権（二）」、『法の理論』第20号、成文堂、2000年12月（ ） []
18. 「宗教的自然法・教会・国家（二）」、『自然法と宗教II』、創文社、2001年6月（141–215） [75頁に該当]
19. 「オントロジーとメスナー倫理学（一）」、『社会と倫理』第13号、南山大学社会倫理研究所、2002年6月（26–58） [33頁] [凡そ50頁に該当]
20. 「オントロジーとメスナー倫理学（二）—アウグスティヌスについて—」、『社会と倫理』第14号、南山大学社会倫理研究所、2003年1月（19–60） [42頁] [凡そ63頁に該当]
21. 「オントロジーとメスナー倫理学（三）—トマス・アクィナスについて—」、『社会と倫理』第15号、南山大学社会倫理研究所、2003年7月（51–90） [40頁] [凡そ60頁に該当]
22. 「マリタンの文化哲学」、『自然法と文化』、創文社、2004年刊行予定（xx–xx）

社倫研ニュース

10月より、マイケル・シーゲルが第一種研究所員として着任しました。これで、社倫研新体制が整いました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

懇話会オンライン始動

今後、社倫研では、懇話会での講演をオンラインでお届けしていく予定です。記念すべき第一回は、京都大学大学院教育学研究科教授の竹内洋先生のご講演「**教養主義の盛衰**」をお届けいたします。

懇話会報告(その1)

去る9月19日(金)、南山大学J棟1階特別合同研究室にて、本年度第4回懇話会が催されました。講師に滋賀大学教育学部教授の安彦一恵先生をお招きして、「公共的精神とは何か？」というタイトルでご講演をいただきました。

安彦先生は、講演の導入部分で「概念分析が先行するのでなければ適切な解答は出せない！」と方針を明確に打ち出しました。その上で、斉藤純一氏の「公共性」の意味規定(official / common / open)を踏襲し、そのうちのcommonの要素に焦点を絞り、「公共的精神」の可能性の条件をリベラリズムの立場から探る試みがおこなわれました。

まず、「公共的」という言葉が「commonなものにそれをcommonとして関わること」であると規定された後、人間の3つの層(homo economicus / homo ethicus / homo politicus)それぞれにおける公共的精神の可能性が探究されます。homo economicusの層においては

合理的利己主義のレベルで公共的精神が可能であり、homo ethicusの層においては利他主義的精神としての公共的精神が可能だ、と考えられます。そこで、残余問題として、homo politicusの層における公共的精神の可能性が問われます。しかし、安彦先生はこの試みはリベラリズムの立場からは困難であると考えます。そして、その難題をどこまで解くことができるのかに挑戦しつつ、議論の交通整理をおこなうことが試みられます。

homo politicusの層での公共的精神は「政治的公共精神」と呼ばれ、これは、ラディカル・デモクラシーの論客ムフ(『政治的なるものの再興』)に依拠しつつ、「倫理的公共



精神」と「政治的精神」から区別して規定されます。さらに、共同体主義と共和主義における政治的公共精神について考察が加えられ、リベラリズムの立場からはどちらかという共和主義における政治的公共精神を妥当なものだと認めうるが、やはり両者の政治的公共精神は別物である、と論じられます。こうした分析をへて、共和主義的でない「公民」としての政治参加のあり方はどのようなものか、政治参加の動機はどのようなものか、といった課題がやはり難題として残されることになりました。難題の残存が確認された後、公共性に関する日本での論点(たとえば、小林よしのり氏、佐伯啓思氏、福田和也氏らの議論)について批判的な検討がおこなわれました。

2時間近くにわたるご講演の後、質疑応答がおこなわれました。その中で、共和主義の何がダメなのか、ボランティアをどう評価するのか、安彦先生自身のポジションはどこにあるのか、などの問いかけや、パターナリズムの位置づけ、「利」の限定などに関する問題点の指摘、実践的な司法の役割と理論的な正義の不偏性の二側面から問題を検討するべきだという示唆、などが出されました。

今回のご講演の内容は、来年春に出版予定の『公共性の哲学を学ぶ人のために』(世界思想社)という形で世に問われるようです。(文責 | 奥田)

懇話会報告(その2)

来る9月26日(金)、南山大学J棟1階特別合同研究室にて、本年度第5回懇話会が南山宗教文化研究所との共催で行われました。講師にペンシルヴァニア大学のLaFleur先生をお招きして、「人間性の死体解剖？哲学とバイオテクノロジー」というタイトルでご講演をいただきました。

「人間性(Human Nature)」はしばしば本質主義として批判され、「自由な活動によって創造する力」がもてはやされているが、その力は、人間の新しい本質として「人間性」の代わりに導入されたものでしかない、とLaFleur先生は論じます。また、そうした力から創り出される「選択の自由」によって人間性が完成されるというJ.フレッチャー流の考え方から、未来世代への責任を軸に現代技術を批判して人間性の維持を訴えるH.ヨナスの考え方へ転換すべきである、と主張されました。最後に、日本ではヨナス受容が進んでいるという自らの所見に基づき、その事実と日本哲学の特徴とのむすびつきが示唆されました。



1時間半にわたる日本語でのご講演の後、英語と日本語での質疑応答がおこなわれました。この講演の詳細は、おそらく南山宗教文化研究所によって何らかの形で公表されると思われます。(文責 | 奥田)

【不定期連載】

こんな本・あんな本 第1回

巻頭言

インターネットが普及し、調べものをする際にこれに頼ることが増えて久しい。確かに便利ではある。学会の雑誌なども、電子出版が増えてきている。ホームページに様々な論文や情報を掲載している人も多い。

でも、昔ながらの「本」の有用性もやはりそう簡単には手放せない。ぱらぱらとページをめくるという機能の点では、インターネットはまだまだ及ばない。とは言え、出版物の世界は、本の入手に時間がかかることが難点である。特に東京地域以外では。

そして、毎月おびただしい量の本が出版され、書店に並んでも、ベストセラーのような類でなければ、あっという間に店頭からは消えてしまう。確かに大量に売れるわけでもないし、大手の有名出版社から出たものでもないが、でも捨てがたい中身を備えた本、そんな本がある。それを少しずつ紹介していきたい。

社会倫理研究所所長 小林傳司

『表現の自由を脅すもの』 ジョナサン・ローチ (飯坂良明訳) 角川選書、275、角川書店。1996年、1600円。

角川選書だから、大手出版社の本である。しかし、この選書は「カドカワ」というポップ路線になる以前の1968年に刊行が開始されている。刊行に当たっての文章はもちろん角川春樹ではなく、角川源義が書いている。そこにはこうある。「マス・セールスの呼び声で、多量に売り出される書物群のなかにあつて、選ばれた時代の英知の書は、ささやかな「座」を占めることは不可能なのだろうか。マス・セールスの時勢に逆行する少数な刊行物であっても、この書物は耳を傾ける人々には、飽くことなく語り続けてくれるだろう。私はそういう書物をつぎつぎと発刊したい。」

角川選書は、かつては比較的大手の書店であれば、並んでいたものである。角川源義が言うように、マス・セールスにはあたらないが、地道な本を結構出していた。最近ではまず書店で見ることがなくなっている。

本書の原題はKindly Inquisitors: The New Attacks on Free Thought(1993)である。もちろんInquisitorsという言葉は宗教裁判官というよりむしろ「異端審問官」というニュアンスであろう。この書で扱うテーマは、「言論の自由」そのものである。「善き意見（信念）」を「常軌を逸した意見（信念）」からより分ける方法は、著者によれば次の五つであるという。

- ファンダメンタリスト的原則（真理を知る人々が、誰が正しいかを決めるべきである）
- 単純平等主義的原則（あらゆる真摯な人々の信念は平等に尊重されるべきである）
- 急進平等主義的原則（単純平等主義的原則に似ているが、歴史のなかで抑圧されてきた階級や集団に属する人々の信念に特別の考慮が払われる）
- 人道主義的原則（前述のどれでもよいが、ただし人を傷つけないことを第一にするという条件がつく）
- 自由主義的原則（公然たる批判を通してお互いにチェックし合うことが、誰が正しいかを決める唯一の正当な方法である）

著者は、最後のもののみが受容可能であるが、現実には他の四つが重視され始めている、と批判する。確かに、日本でも、三番目と四番目の力は大きいようである。

しかし、この自由主義的原則は、実行するには相当の覚悟が要することも確かである。著者は言論によって傷つけることと、殴ったりして傷つけたりすることの間には本質的な相違があり、自由を守るためには、前者に耐えねばならないと主張するのである。それどころか、他人の言葉で「傷ついてはならない」とさえ言う。さて、さて、どうしたものか。

著者はこの自由主義的原則が「科学の論理」であるという。そう、確かにこれはポパー哲学である。著者自身はジャーナリストだから仕方がないが、残念ながら、現在の科学も実は必ずしもこの原則に基づいているようには思えない。科学者は素人に対しては、第一の原則に基づいて活動しているようだし、科学者同士の場合でもそう単純では

ないと思う。

ともあれ、極めて根本的なテーマに対して、明確な主張がなされており、読者を考え込ませる本である。しかも、末尾の「オチ」が秀逸である。

最後に目次を掲げておこう。

第1章 自由思考への新たな脅威

第2章 自由科学の興隆

第3章 自由科学の政治

第4章 ファンダメンタリストからの脅威

第5章 人道主義者からの脅威

第6章 しかうして、復活を期待す

(第1回担当 | 小林傳司)

南山大学社会倫理研究所